平成21年12月24日



アイフルが、債権者全員の同意を得たとして事業再生ADRによる私的整理が成功したと公表された。アイフルは平成21年9月24日に事業再生ADR手続きを開始し、3ヶ月で金融機関債権者全員にリスケジュールの同意を得たのである。

同意を得た内容は、平成22年9月までの弁済猶予、手続きの利用後支払を停止しているため、1年間の支払を猶予してもらうことになる。平成22年9月30日に100億円、平成23年から平成26年まで毎年6月10日に100億円ずつを弁済していくことになる。更にその後の返済原資は、リファイナンスあるいは返済についての債権者の合意を求めていくのだという。アイフルの全ての営業貸付金には譲渡担保が設定される。債務の免除や株式化は予定されていない。アイフルは既に希望退職者を募集し、平成21年末の従業員数は、平成21年8月末の約半分となった。

アイフルが利用した事業再生ADRとは、法務省及び経産省の両方の認定(認証)を受けたものが、事業再生に関する手続きをADRの手法を利用して実施するものである。この事業再生 ADR というのは、これまでの私的整理をより良く制度化したうえで、利害関係のない第三者に話し合いを調整してもらって事業を再生させるということ。ADR法に基づく法務省の(紛争解決事業者としての)認証と産業活力再生特別措置法に基づく経済産業省の(事業再生に係る紛争解決事業者としての)認定の両方を取得した事業者でなければ、事業再生 ADR 手続きを行うことができない。アイフルが手続きを依頼した事業再生実務家協会は、日本で第1号の事業再

生ADR機関である。新しい制度で、実際に利用できるようになってからまだ1年程。その間にこの協会が受任し、終了した案件は、全件成立している。公平・中立・透明性なども重視しており、これまでの私的整理ガイドラインを利用した手続きではメインバンク寄せなど、また、法的整理では、倒産のイメージが強く再生への支障が大きいことなどのデメリットがあったが、これらを回避しながら再建できる手続きとして期待されている。

アイフルのメインバンクである住友信託銀行が、この私的整理のために 5 0 0 億 円の融資枠を設定したが、アイフルが本当に再建すべき企業なのだろうか。消費者 から求められ、信頼される企業でなければ生き残っていくことはできない。